通達甲(地.総.活)第7号 平成13年12月20日

存	続	期	間
1 1丁	カジし	<del>79</del> 1	HJ

各 所 属 長 殿

地 域 部 長生 活 安 全 部 長

地域安全の日実施要綱の制定について

このたび、別添のとおり、地域安全の日実施要綱を制定し、平成14年1月1日から実施する こととしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、防犯強化の日実施要綱の制定について(昭和45年9月17日通達甲(防. 防. 防1) 第5号)は、廃止する。

記

# 第1 制定の趣旨

地域住民、関係行政機関等と警察が協働して、地域の安全確保のための活動に積極的に取り 組み、安全で住みよい地域社会の実現を図ろうとするものである。

## 第2 制定の要点

- 1 地域安全の日を毎月20日とした。
- 2 地域安全の日の活動重点を設定し、推進することとした。

# 地域安全の日実施要綱

#### 第1 目的

この要綱は、地域安全の日における地域安全活動を効果的に推進するため、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 意義

地域安全の日とは、地域住民、関係行政機関等と警察との協働による街頭活動及び防犯協会をはじめとする防犯関係団体、少年警察ボランティア等(以下「防犯関係団体等」という。)に対する警察の支援活動を重点的に推進し、地域住民の安全意識の高揚と地域安全活動への積極的参加を図る日をいう。

#### 第3 実施日

地域安全の日は、毎月20日とする。ただし、警察署長は、警察活動上支障がある場合又は 地域住民の参加が困難と認められる場合においては、署情に応じて最も効果が上がると認めら れる、これと近接した日に変更することができる。

## 第4 推進体制

警察署長は、地域課員及び生活安全担当課員(島部警察署にあっては、地域係員及び防犯係員)をはじめとして、可能な限り要員を確保するとともに、防犯関係団体等を中心とした地域住民、関係行政機関等の参加を促し、地域住民等と警察が一体となった推進体制を確立するものとする。

# 第5 活動重点等

警察署長は、地域安全の日の実施に当たっては、次に掲げるものの中から活動重点を設定するとともに、署情に応じた実施地域を定めるなどの実施計画を策定するものとする。

- 1 地域住民の身近で発生する犯罪等の防止対策活動
- 2 放置自転車追放対策等の地域環境浄化活動
- 3 少年に係る有害環境浄化活動及び街頭補導活動並びに少年の社会参加活動
- 4 地域の安全情報の提供による広報啓発活動
- 5 その他社会情勢を勘案して取り組むべき活動

## 第6 指示・教養

警察署長は、地域安全の日の活動に従事する署員に対し、その活動要領を具体的に指示・教

養するものとする。

# 第7 事前報告

警察署長は、地域安全の日の実施計画のうち、社会的反響が予想されるような行事その他特 異なものについては、事前に地域部長(地域総務課地域活動係経由)、生活安全部長(生活安 全総務課生活安全対策第一係経由)及び方面本部長(生活安全担当管理官経由)に報告するも のとする。